



福岡医発第 2184 号 (地)

平成 24 年 12 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
の一部を改正する法律等の施行について

寒冷の候、貴職ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

今般、福岡労働局より、急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けることが出来る環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)の一部が改正され、平成 25 年 4 月 1 日から施行される旨の通知が別添のとおりありました。

改正のポイントは下記のとおりですので、貴会におかれましても本件にご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につき高配賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- 2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- 3 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- 4 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

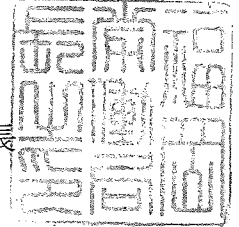
小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

福岡労発安267号
平成24年12月5日

事業主団体各位

福岡労働局長
(職業安定部職業対策課高齢者雇用対策係)



高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について

高齢者等の雇用の促進につきましては、日頃から各段の御協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、少子高齢化が急速に進展する中、労働力人口の減少に対応し、経済と社会を発展させるため、高齢者をはじめ働くことができる全ての人が社会を支える全員参加型社会の実現が求められています。また、現在の年金制度に基づき平成25年度から特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることから、現状のままでは、無年金・無収入となる者が生じる可能性があるため、高齢者等の雇用の安定等に関する法律等の一部の改正を行い、平成25年4月1日から施行することとしています。

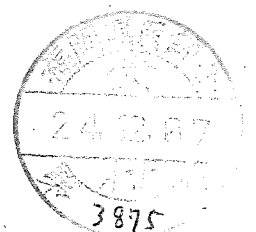
つきましては、貴団体におかれましては、今般の法律等の改正に伴う継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みを廃止すること等について、下記の内容等を御承知いただくとともに、貴団体の機関誌等に当該内容（別添 掲載例参照）を掲載いただくなど貴会員に対する当該内容の周知について特段の御配慮と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- 2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- 3 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- 4 高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

なお、これに伴い、福岡労働局では、リーフレット（別添）の福岡労働局ホームページへの掲載、ハローワーク等の窓口での配付などにより周知を図ることとしています。

各医師会通知



(事業主・労働者の方へ)

平成25年4月1日から高年齢者の希望者全員の雇用確保を図るための高年齢者雇用安定法が施行されます！

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

改正のポイント

1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

- ・平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者基準を労使協定で設けている場合、一定の経過措置を適用することができます。

2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

- ・継続雇用先をグループ内の他の会社まで広げることができます

3 義務違反の企業に対する公表規定の導入

- ・義務違反が是正されない場合は企業名を公表することがあります

4 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

- ・業務の遂行に堪えない人を雇用継続制度でどのように取り扱うか等が策定されました。

-
- ◆ 改正高年齢者雇用安定法のリーフレット等を、**福岡労働局のホームページ**に掲載していますのでご確認ください。また、内容等については、**最寄りのハローワーク**へお問い合わせください。
(福岡労働局HP <http://fukuoka-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>)
 - ◆ **福岡高齢・障害者雇用支援センター**では、高年齢者雇用アドバイザーの派遣などにより、高年齢者継続雇用についての相談を行っています。(092-718-1310)

平成25年4月1日から 希望者全員の雇用確保を図るための 高年齢者雇用安定法が施行されます！

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

改正のポイント

- 1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- 2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- 3 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- 4 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

65歳未満の定年を定めている事業主が、高年齢者雇用確保措置（裏面参照）として継続雇用制度を導入する場合、現行の法律では、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができます。今回の改正でこの仕組みが廃止され、平成25年4月1日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要になります。

【経過措置】

ただし、以下の経過措置が認められています。

平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けている場合

- ・平成28年3月31日までは61歳以上の人に対して
- ・平成31年3月31日までは62歳以上の人に対して
- ・平成34年3月31日までは63歳以上の人に対して
- ・平成37年3月31日までは64歳以上の人に対して

基準を適用することができます。

◆たとえば、平成28年3月31日までの間は、61歳未満の人については希望者全員を対象にしなければなりません。61歳以上の人については基準に適合する人に限定することができます。



2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけでなく、グループ内の他の会社（子会社や関連会社など）まで広げることができるようになります。

子会社とは、議決権の過半数を有しているなど支配力を及ぼしている企業であり、関連会社とは、議決権を20%以上有しているなど影響力を及ぼしている企業です。この場合、継続雇用についての事業主間の契約が必要になります。

3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、労働局、ハローワークが指導を実施します。

指導後も改善がみられない企業に対しては、高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告を行い、それでも法律違反が是正されない場合は企業名を公表することがあります。

4. 高年齢者雇用確保措置の実施・運用に関する指針の策定

事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針は、労働政策審議会における議論などを経て策定されました。

この指針には、業務の遂行に堪えない人※を継続雇用制度でどのように取り扱うかなどを含みます。

※平成24年1月6日の労働政策審議会の建議では、「就業規則における解雇事由または退職事由に該当する者について継続雇用の対象外とすることもできる」とし「この場合、客観的合理性・社会的相当性が求められる」と示されています。

【高年齢者雇用確保措置とは】 高年齢者雇用安定法第9条

定年を65歳未満に定めている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①～③のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。

- ① 定年の引き上げ ② 継続雇用制度の導入 ③ 定年制の廃止

◆ 改正法や高年齢者雇用確保措置について詳しくは、**最寄りのハローワーク**へお問い合わせください。

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

◆（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県にある**高齢・障害者雇用支援センター**では、高年齢者雇用アドバイザーの派遣などにより、高年齢者雇用についての相談を行っています。

<http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html>

改正高年齢者雇用安定法への 速やかな対応をお願いします！

～平成25年4月1日から施行～

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、継続雇用制度の対象者に係る基準を労使協定で定める仕組みが廃止されました。

65歳未満の定年制を採用し、65歳までの継続雇用の対象者を労使協定で限定している企業は、制度の見直しが必要です。平成25年4月から厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられるのに対応して、定年・継続雇用制度の見直しをお願いします。

就業規則を変える必要はありますか？

今回の改正で労使協定で定める継続雇用の対象者を限定する基準が廃止されたため、平成25年4月1日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とするよう、この基準を削除する就業規則の変更が必要になります。

○就業規則への記載例

(希望者全員を65歳まで継続雇用する場合の例)

第〇条 従業員の定年は満60歳とし、60歳に達した年度の末日をもって退職とする。
ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、65歳まで継続雇用する。

(経過措置を利用する場合の例)

第〇条 従業員の定年は満60歳とし、60歳に達した年度の末日をもって退職とする。
ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者であって、高年齢者雇用安定法一部改正法附則第3項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づく労使協定の定めるところにより、次の各号に掲げる基準(以下「基準」という。)のいずれにも該当する者については、65歳まで継続雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで継続雇用する。

- (1) 引き続き勤務することを希望している者
- (2) 過去〇年間の出勤率が〇%以上の者
- (3) 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと
- (4) ○○○○

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同法の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

※ 経過措置を利用する場合、年金支給開始年齢以上の者を対象として基準を運用するのであれば、労使協定を改定せずそのまま利用することは差し支えありません。

高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針

対象者基準の廃止後の継続雇用制度の円滑な運用に資するよう、企業現場の取扱いについて労使双方にわかりやすく示すため、高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針を新たに策定。〔高年齢者雇用安定法第9条第3項〕

指針のポイント

○継続雇用制度についての留意事項

- ・継続雇用制度を導入する場合には、希望者全員を対象とする制度とする。
- ・就業規則に定める解雇・退職事由（年齢に係るものを除く。以下同じ。）に該当する場合には、継続雇用しないことができる。
- ・就業規則に定める解雇・退職事由と同一の事由を、継続雇用しないことができる事由として、解雇・退職の規定とは別に、就業規則に定めることもできる。また、当該同一の事由について、継続雇用制度の円滑な実施のため、労使が協定を締結することができる。なお、解雇・退職事由とは異なる運営基準を設けることは改正法の趣旨を没却するおそれがあることに留意する。
- ・ただし、継続雇用しないことについては、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であることが求められると考えられることに留意する。

【参考】今回の法改正後も、以下の点は変更ありません。

- ・定年年齢は60歳以上でなければならないこと。
- ・高年齢者雇用確保措置は3つの選択肢（定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止）から選べること。
（※今回の改正は、65歳への定年引上げではありません。）
- ・この措置義務は、会社の制度を設ける義務であって、個々の労働者を雇用する義務ではないこと。
- ・高年齢者雇用安定法は、継続雇用時の労働条件を規制していないこと。
（※継続雇用時の労働条件は、事業主の合理的な裁量の範囲で設定可能です。）

◆改正法や高年齢者確保措置について詳しくは、**最寄りのハローワーク**へお問い合わせください。

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

◆（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県にある**高齢・障害者雇用支援センター**では、高年齢者雇用アドバイザーの派遣などにより、高年齢者雇用についての相談を行っています。

<http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html>

